

(仮称)新潟市自治基本条例庁内検討メンバー会議(第2回)会議メモ

期日：平成18年2月15日

時間：午後1時～3時30分

会場：監査特別会議室

## 次 第

### 1. 検討方法の確認

### 2. 自治基本条例検討について(本日の検討部分)

#### ○前文

- 総則
  - ・目的, 定義
  - ・条例の位置づけ等
  - ・基本理念, 自治の基本原則

※これらの必要性, 盛り込むべき内容について検討を行う。

---

---

## 2. 自治基本条例検討について

### ○前 文

#### 【必要性の検討】

<必要性> ○

<理由> ・自治体の憲法という観点から, 前文は必要。

- ・他都市の自治基本条例で前文のないところはない。
- ・区自治協議会の検討の中で, 「区自治協議会設置条例」を作ることとしているが, その条例では前文を掲げるべきでないかという議論があり, 自治基本条例で区自治協議会の設置に関わる前文を掲げると整理した。

#### 【盛り込むべき内容】

- ・市の特性・自然・文化, ・社会的ニーズ, ・市のまちづくりの基本的方向, ・実現のための課題, ・条例制定の理由を盛り込む。
- ・全体の並べる順番については, まちづくりの基本的方向性をどのように捉えるか(分権型政令市?もっと大きな人間尊重, 平和の希求等?)で変わる。現段階では決められない。
- ・総合計画の基本構想とは違い新潟市の自治が目指す基本的方向を示すもの。市民憲章(政令市移行時に見直すという合併協議あり), 非核平和都市宣言も関係してくる。

### 【新潟市として必要な事項は】

- ・分権型政令市の考え方をストーリーの中心に置くべきか。
- ・マニフェストに掲げる3つの方向性を前文に入れるべきか。  
⇒政令市，マニフェストのようなスパンではなく，もっと未来を見据えたものではないか，という意見あり。
- ・前文で何を高らかに謳うか，課題をどう表現するかが大事。

※議論が尽きず，事務局で大枠の案をいくつか作り，再び検討することとした。

### ○総 則（目的）

#### 【必要性の検討】

<必要性> ○

<理由> ・新潟市の自治基本条例が他都市と違う部分があればそれを入れるべき。区における住民自治等。

・法律，条例で目的のないものはない。

#### 【盛り込むべき内容】

- ・自治法で規定されている団体自治のようなものの再掲を考えず，新潟市として特徴的な内容，区単位の自治のあり方などを盛り込む。
- ・結びは他都市のように「市民自治の実現を図る，目指す」というような表現でよい。

### ○総 則（条例の位置づけ）

#### 【必要性の検討】

<必要性> ○

<理由> ・最高規範性を示すことから必要である。

## 【盛り込むべき内容】

- ・まちづくりの基本，自治の基本を定めるものなので**尊重し整合**を図る，という謳い方が必要。
- ・同じ条例でありながら他の条例と**整合**を図らなければならない，という理由付けが難しく，**尊重**という表現に留めたほうがいい。

↓ のちほど議論が必要

- ・自治に関しては理想的に一番上という考え方の条例。条例の優劣はないが，ここで**最高規範性**を定めている。**尊重**でも**整合**でもよい。
- ・理念を具体化する必要があるという謳い方も必要。
- ・最高規範性を言葉として入れるか，関係性で表現するか

## ○総 則（基本理念）

### 【必要性の検討】

<必要性> ○

## 【盛り込むべき内容】

- ・住民自治の基本理念として，**補完性の原則**，**平等の原則**，さらに言えば**公共の福祉**の3点を盛り込む考え方ではどうか。
- ・「**まちづくりの方向性**」は総合計画のようになり，議決の問題もあるので入れないほうがいい。自治基本条例はもっと普遍的な考え方。  
⇒他都市で「まちづくり基本条例」としているものは，どちらかという総合計画的に作られているものもある。この条例は，「まちづくり条例」のようなまちづくりの基本的方向を示すものでなく，住民自治の基本理念を謳うもの。（事務局）
- ・分権型というキーワードはどうか。  
⇒分権型は補完性の原理を具体的に示した考え方として捉えられる。  
分権型政令市は目指すべきものとして前文の中で表現し，それを実現する基本理念として補完性の原理，平等の原則等を入れた作り方になるのか。
- ・総合計画の理念とも整合性が図られるよう考えないといけない。
- ・市民主権，参加・協働など，あくまでも**市民が主体**という観点を書き込む。その他は絶対に必要な内容ではない。自由・平等は**基本的人権の尊重**として記載し，博愛は福祉の基本条例のようなものに譲るとする。**公共の福祉**は市民の幸せとしてどこかに謳いこむのがよい。  
⇒市民主権と補完性の原理を分かりやすい言葉でつなげていくことでよい。

## ○総 則（自治の基本原則）

### 【必要性の検討】

<必要性> ○

### 【盛り込むべき内容】

- ・他都市の条例と同様に、大きな内容は、つぎの3つとする。
  - ・**情報共有の原則**、**参加の原則**、**協働の原則**
- ・マニフェストの中では、互恵、協働、地域主権（自己決定の原則）が掲げられているが、どうするか。
- ・**人権尊重**として、男女共同参画、こどもの人権などを盛り込んだらどうか。
- ・男女、年齢、国籍も含め、**多様性の尊重**としたらどうか。また、地域主権とするよりも、合併を経て地域も多様化していることから、この表現がよい。  
⇒**多様性の尊重**として上の3点にプラスし、盛り込むこととする。一緒になって大きなものを目指すという大前提はくずさない。